

事務連絡
令和元年 8 月 29 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

すまい給付金に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。本年 10 月 1 日に予定されている消費税率 10%が適用される住宅について、すまい給付金の給付対象となる所得階層が拡充されるとともに、給付額が引き上げられます。従来よりも多くの方が対象となりますので、下記の給付要件等をご留意の上、幅広くご周知いただくとともに、住宅ローン減税、次世代住宅ポイント制度も併せてお知らせいただきますよう、お願いいたします。

1. すまい給付金の申請上の留意事項

- ・引渡しを受けてから 1 年 3 ヶ月以内に申請が必要です。
- ・新築住宅は、住宅瑕疵担保責任保険への加入など、施工中等に第三者の現場検査を受けた住宅が対象です。(着工前に申込みが必要となりますのでご注意ください)
- ・中古住宅は、既存住宅売買瑕疵保険への加入など、売買時等に第三者の現場検査を受け、現行の耐震基準及び一定の品質が確認された住宅が対象です。
- ・住宅ローンの利用がない場合は、新築住宅、中古住宅とも 50 才以上で収入額の目安が概ね 650 万円以下の者が取得する住宅が対象となります。
- ・新築住宅の取得で住宅ローンの利用がない場合は、フラット 35S と同等の基準を満たす等の住宅が対象です。

2. すまい給付金制度紹介リーフレットについて

すまい給付金に関する制度紹介リーフレットを別添 1 のとおり更新しました。別添 1 は事務局ホームページにて公開しておりますので、ご活用いただき、幅広くご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3. すまい給付金申請サポート依頼はがきについて

すまい給付金事務局では申請サポートを行っており、申請サポートのご案内として「すまい給付金 申請サポート依頼はがき」(別添 2)を住宅瑕疵担保責任保険に加入された住宅については保険証券の郵送の際に同封するとともに、供託により資力確保された住宅については、住宅事業者を通じて配布しております。同はがきは、国土交通省ホームページに掲載の別添 3 の書類により取り寄せることが可能です。特に供託により資力確保を行っている事業者の方におかれては、同はがきの積極的なご活用をお願いいたします。

(参考)

- ・すまい給付金事務局ホームページ

<http://sumai-kyufu.jp/>

- ・国土交通省ホームページ (すまい給付金について)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000059.html

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111 (代表)

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井 康治 (内線39463)

係長 大町 晃央 (内線39471)

係員 松田 かりん (内線39448)

すまい給付金事務局

ホームページ：<http://sumai-kyufu.jp/>

コールセンター：0570-064-186 (ナビダイヤル)

(IP電話からのご利用 045-330-1904)

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日を含む)

マイホームを買った人も
これから買う人も

ご存知ですか？

最大50万円が受け取れる

(消費税率10%時)

「すまい給付金」

入居後の申請を
お忘れなく！



「すまい給付金」2つのポイント



収入に
応じて

最大50万円がもらえます

(消費税率10%時)



入居後すぐに申請ができます

申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。

※住宅ローン減税と併用できます。あわせてご確認ください。

申請には要件があります。ナビダイヤルまでお気軽にお問い合わせください

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

PHSや一部の
IP電話からは
045-330-1904

「わたしは
もらえるの？」
といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法
記入サポートまで
何でもお応え
します。

(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む) すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>

正しく知って賢くもらおう!「すまい給付金」

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

どうやって
申請するの?



申請方法

すまい給付金事務局に申請します。
(確定申告とは別に行います)



申請期間

申請は引渡しから1年3ヶ月以内が期限です。



給付金 受取

申請後、約1.5~2ヶ月で現金が振り込まれます。

どんなケースが
対象に
なるの?



共有者

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。



現金購入もOK

住宅ローン利用者の他、50歳以上で現金で購入された方も対象となります。(新築を現金購入した場合、追加要件があります)



中古も対象

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。



ローン減税

住宅ローン減税と併用できます。
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

どのくらいの
金額が受け取
れるの?



給付額

収入に応じて最大50万円受け取れます。(下表参照)
(消費税率10%時)



持分割合

持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

【給付基礎額】 ※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率	※収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
10%時	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円
8%時	※収入額の目安	425万円以下	425万円超475万円以下	475万円超510万円以下	※現金での購入では、給付対象者の収入上限額が650万円になります。	
	給付基礎額	30万円	20万円	10万円		

給付額の
計算例
(消費税率10%時)

給付基礎額

×

持分割合

=

給付額

Aさん夫婦の場合(夫の年収500万円/妻は専業主婦で収入ナシ)

※給付を受けるには、それぞれ申請が必要です。
なお、住宅ローンを利用しない方は、年齢が50歳以上等の追加要件があります。



夫(年収500万円)

給付基礎額 40万円

×

持分割合 3/4

=

給付額 30万円



妻(専業主婦・収入ナシ)

給付基礎額 50万円

×

持分割合 1/4

=

給付額 12.5万円

夫婦あわせて42.5万円
給付金がもらえます

※すまい給付金を受領できるのは、1人1回限りです。受領後に他の住宅を取得し、居住した場合であっても、再びすまい給付金を受領することはできません。